

名古屋市立大学薬学部履修規程

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 教養教育科目（第2条―第13条の3）

第3章 専門教育科目（第14条―第23条の2）

第3章の2 他学部との単位互換（第23条の3―第23条の8）

第3章の3 履修登録単位数の上限（第23条の9）

第4章 卒業及び進級要件（第24条―第27条）

第5章 雑則（第28条）

附則

（一部改正 平成19年達第54号、平成20年達第43号、平成23年達第1号、平成27年達第12号、令和2年達第13号）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、名古屋市立大学学則（平成18年名古屋市立大学学則第1号。以下「学則」という。）第41条の規定に基づき、授業科目、単位数及び履修方法等（以下「履修方法等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（一部改正 平成20年達第43号、令和2年達第13号）

第2章 教養教育科目

（授業科目及び単位数）

第2条 授業科目、配当年次、単位数及び必修・選択・自由の区分は、別表1のとおりとする。

（一部改正 平成27年達第12号）

（単位の計算の基準）

第3条 授業科目の単位数は、45時間の学修内容をもって1単位とし、授業形態に応じて次の各号に定める基準により計算する。

- (1) 講義 15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習 15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実習及び実技 30時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 実験 45時間の授業をもって1単位とする。

（一部改正 平成30年達第29号）

（修得必要単位数）

第4条 教養教育科目における修得必要単位数は、別表2のとおりとする。

（履修の届出）

第5条 学生は、年度の始めにおいて、前期及び後期に履修しようとする授業科目について指定された期間内に、所定の手続きにより届け出なければならない。

2 前項の規定により届け出た後期の授業科目については、後期においての指定された期間内に所定の手続きにより変更（授業科目の追加を含む。）することができる。

（履修の取消）

第6条 学生は、指定された期間内に所定の手続きにより履修の取り消しをすることができる。

（履修方法）

第7条 必修科目は、配当年次において履修しなければならない。

2 授業時間の重なる授業科目（専門教育科目の授業科目を含む。）は、重複して履修することはできない。

3 第5条により届け出た授業科目以外の授業科目は、履修することはできない。

4 既に単位を修得した授業科目は、再履修することはできない。

5 授業科目によっては、履修者数及び履修資格を定めることがある。

6 授業科目のうち、履修するクラスを指定する科目（以下「指定科目」という。）は、原則として指定されたクラス以外で履修することはできない。ただし、指定科目を再履修するため、同一授業時間の別の指定科目が履修できない場合は、指定されたクラス以外で履修できることがある。

（試験）

第8条 試験は、学期末に行う。ただし、必要がある場合には、学期末以外の時期に行うことがある。

2 前項の試験は、レポートその他の方法をもって代えることがある。

3 出席時間数が当該授業科目の全時間数の7割に満たない場合は失格とし、受験資格を与えない。

（追試験）

第9条 学則第36条に規定する追試験を受けようとする学生は、指定された期間内に追試験受験願を提出しなければならない。

（再試験）

第10条 試験に不合格となった授業科目については、再試験を受けることができる。

2 再試験を受けることができる学生は、試験の成績が50点以上の者とし、指定された期間内に再試験受験願を提出し、再試験料を納付しなければならない。

（一部改正 平成19年達第54号、平成20年達第43号）

（成績）

第11条 前3条の試験の成績は、100点を満点とした点数により採点し、60点以上を合格、60点未満を不合格とし、次の各号により表示する。

(1) 90点以上 秀

(2) 80点以上 優

(3) 70点以上 良

(4) 60点以上 可

(5) 60点未満 不可

2 再試験については、前項の規定にかかわらず最高60点を限度として採点する。

（一部改正 平成19年達第54号、平成22年達第39号）

（再履修）

第12条 不合格又は失格となった授業科目については、再履修しなければ受験資格を与えない。

2 再履修をしようとする学生は、事前に担当教員の許可を受けなければならない。

3 再履修をする場合、指定科目については原則として前年度所属クラスにおいて履修しなければならない。ただし、授業編成の都合でその授業時間に履修できない場合には、異なる学期又は他のクラスで履修できることがある。

（入学前の既修得単位の認定）

第13条 入学前の既修得単位の認定は、学則第40条に従い、教授会の議を経て行う。

2 既修得単位の認定を受けようとする学生は、指定された期間内に既修得単位認定申請書を提出しなければならない。

（学外における学修の単位認定）

第 13 条の 2 学則第 40 条の 2 の規定により単位を認定することのできる学修及び単位数は、別表 2 の 2 のとおりとする。

2 前項に規定する単位の認定を受けようとする学生は、指定された期間内に学外における学修に係る単位認定申請書を提出しなければならない。

(一部改正 平成 20 年達第 43 号)

(単位の取消)

第 13 条の 3 学則第 31 条の規定に基づき授業料の未納により除籍する場合において、授業料の未納期間に修得した単位があるときは、これを取り消す。

(一部改正 平成 23 年達第 1 号)

第 3 章 専門教育科目

(授業科目及び単位数)

第 14 条 授業科目、配当年次、単位数及び必修・選択の区分は、薬学科においては別表 3、生命薬科学科においては別表 4 のとおりとする。

(一部改正 平成 22 年達第 39 号、令和 2 年達第 13 号)

(単位の計算の基準)

第 15 条 授業科目の単位数については、45 時間の学修内容をもって 1 単位とし、次の基準による。

(1) 講義は、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実習は、40 時間の授業をもって 1 単位とする。

(3) 演習は、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(修得必要単位数)

第 16 条 専門教育科目における修得必要単位数は、薬学科においては別表 3 の 2、生命薬科学科においては別表 4 の 2 のとおりとする。

(一部改正

平成 22 年達第 39 号、平成 24 年達第 20 号、平成 27 年達第 12 号、令和 2 年達第 13 号)

(履修の届出)

第 17 条 学生は、毎学期の始めにおいて履修しようとする授業科目について指定された期間内に、所定の手続きにより届け出なければならない。

2 前項の規定により届け出た後期の授業科目については、後期における指定された期間内に所定の手続きにより変更（授業科目の追加を含む。）することができる。

(一部改正 平成 20 年達第 43 号)

(履修方法)

第 18 条 授業時間の重なる授業科目（教養教育科目の授業科目を含む。）については、重複して履修することはできない。

2 第 17 条により届け出た授業科目以外の授業科目は履修することはできない。

3 既に単位を修得した授業科目については、再履修することができない。

(試験)

第 19 条 学期末に試験を行うほか、実習、論文、レポート等をもって試験に代えることができる。

2 出席時間数が当該授業科目の全時間数の 7 割に満たない授業科目は、失格とし受験資格を与えない。

(追試験)

第 20 条 学則第 36 条に規定する追試験を受けることを希望する学生は、指定された期間内に追試験受験願を提出しなければならない。

(再試験)

第 21 条 試験に不合格となった授業科目については、再試験を受けることができる。

2 再試験を受けることができる学生は、試験の成績が 30 点以上の者とし、指定された期間内に再試験受験願を提出しなければならない。

(一部改正 平成 19 年達第 54 号)

(成績)

第 22 条 前 3 条の試験の成績は、100 点を満点とした点数により採点し、60 点以上を合格、60 点未満を不合格とし、次の各号により表示する。

- (1) 90 点以上 秀
- (2) 80 点以上 優
- (3) 70 点以上 良
- (4) 60 点以上 可
- (5) 60 点未満 不可

2 再試験については、前項の規定にかかわらず最高 60 点を限度として採点する。

(一部改正 平成 19 年達第 54 号、平成 22 年達第 39 号)

(再履修)

第 23 条 不合格であった授業科目、又は失格となった授業科目については、再履修しなければ受験資格を与えない。

2 再履修しようとする者は、事前に担当教員の許可を受けなければならない。

(単位の取消)

第 23 条の 2 学則第 31 条の規定に基づき授業料の未納により除籍する場合において、授業料の未納期間に修得した単位があるときは、これを取り消す。

(一部改正 平成 23 年達第 1 号)

第 3 章の 2 他学部との単位互換

(一部改正 平成 19 年達第 54 号)

(授業科目)

第 23 条の 3 学生は、別に定めるところにより、他学部の授業科目を履修することができる。

(一部改正 平成 19 年達第 54 号、平成 23 年達第 1 号)

(履修の届出)

第 23 条の 4 他学部の授業科目の履修を希望する場合は、指定された期間内に所定の様式により届け出なければならない。

(一部改正 平成 19 年達第 54 号、平成 23 年達第 1 号)

(履修の取消)

第 23 条の 5 他学部の授業科目の履修を取り消す場合は、指定された期間内に所定の様式により届け出なければならない。

(一部改正 平成 19 年達第 54 号、平成 23 年達第 1 号)

(履修方法)

第 23 条の 6 学生は、他学部の授業科目を履修する場合には、他学部の履修規程等の規定に従い、履修しなければならない。

(一部改正 平成 19 年達第 54 号、平成 23 年達第 1 号)

(単位の認定及び取消)

第 23 条の 7 他学部の授業科目を履修した学生の単位の認定は、当該学部より送付される成績証明書等に基づき、本学部が行う。

2 学則第 31 条の規定に基づき授業料の未納により除籍する場合において、授業料の未納期間に修得した単位があるときは、これを取り消す。

(一部改正 平成 19 年達第 54 号、平成 23 年達第 1 号)

(その他)

第 23 条の 8 単位互換に関し、この規程に定めのない事態が生じた場合には、その対処の方法について、教授会の議を経て、学部長が決定する。

(一部改正 平成 19 年達第 54 号、平成 23 年達第 1 号)

第 3 章の 3 履修登録単位数の上限

(一部改正 平成 27 年達第 12 号)

(履修登録単位数の上限)

第 23 条の 9 履修科目として登録することができる単位数の上限は、1 年次前期にあつては 27 単位、1 年次後期にあつては 25 単位とする。ただし、通年開講科目および集中講義に関しては、各学期の履修制限単位数の対象には含まないものとする。

2 特別な事情が有る場合、教授会の議を経て、前項の単位数を超えて履修することを許可する場合がある。

(一部改正 平成 27 年達第 12 号、平成 30 年達第 29 号)

第 4 章 卒業及び進級要件

第 24 条 削除

(一部改正 平成 27 年達第 47 号)

(原級留置等)

第 25 条 1 年次終了時において、第 4 条に定める修得すべき単位のうち、実験及び健康・スポーツ科目並びに地域参加型学習（薬学科に限る。）又は早期体験学習（生命薬科学科に限る。）を含む 35 単位以上を修得していない者は、2 年次に進級できない。また、1 年次配当の専門教育必修科目のうち、薬学科においては 9 単位、生命薬科学科においては 7 単位を修得していない者は、2 年次に進級できない。ただし、当該学年の試験に合格した専門教育科目の単位は有効とする。

2 薬学科においては、次の各号の定めに従い、修得等を行わなければならない。

(1) 医療薬学科目の全ての単位を修得していない場合には、臨床薬学実務実習Ⅰを履修することができない。

(2) 共用試験の受験には、4 年次後期までに開講される全ての必修科目単位（教養教育科目を除く。）の修得が必要である。

(3) 臨床薬学実務実習Ⅱ及び臨床薬学実務実習Ⅲの履修のためには、共用試験に合格しなければならない。

(4) 3 年次後期終了時において、別表 2 に定める教養教育科目の最低修得必要単位数から教養教育科目の修得した単位数を減じた単位数に、当該時まで配当された必修専門教育科目の未習得単位数を加えて得た単位数が 14 単位を超えた場合には、卒業研究実習を始めることができない。

3 生命薬科学科においては、3 年次前期終了時において、別表 2 に定める教養教育科目の最低修得必要単位数から教養教育科目の修得した単位数を減じた単位数に、当該時まで配当された必修専門教育科目の未習得単位数を加えて得た単位数が 8 単位を超えた場合には、卒業研究実習を始めることができない。

(一部改正

平成 23 年達第 17 号、平成 27 年達第 12 号、平成 30 年達第 29 号、令和 2 年達第 13 号)

(除籍)

第 26 条 学則第 30 条第 2 項の規定に基づき、在学年数が入学後 2 年に至っても、なお、2 年次への進級に必要な授業科目の単位を修得することができない者は、除籍する。

(卒業の認定)

第 27 条 所定の期間在学し、第 4 条及び第 16 条に定める修得すべき単位を修得した者に対しては、卒業資格を認定する。

第 5 章 雑則

(その他)

第 28 条 この規程に定めるもののほか、履修方法等に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

(一部改正 平成 27 年達第 47 号)

附 則

(施行期日)

- 1 この達は、発布の日から施行する。
(名古屋市立大学薬学部履修規程の廃止)
- 2 名古屋市立大学薬学部履修規程 (平成 8 年名古屋市立大学達第 19 号) は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この達は、平成 18 年度以後に入学 (転入学、再入学及び学士入学 (以下「転入学等」という。)) を除く。) する学生について適用し、平成 17 年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、前項の規定による廃止前の名古屋市立大学薬学部履修規程 (以下「廃止前規程」という。) の例による。ただし、第 5 条及び第 6 条の規定は、平成 17 年度以前に入学した学生にも適用する。
- 4 前項の規定にかかわらず、平成 17 年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、廃止前規程の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 5 平成 18 年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、この達の規定にかかわらず、その者の属する学年の在学生の例による。
- 6 この附則に規定するもののほか、この規程の施行に伴い必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則 (平成 19 年公立大学法人名古屋市立大学達第 54 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、発布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程による改正後名古屋市立大学薬学部履修規程 (以下「改正後規程」という。) の規定は、平成 19 年度以後に入学 (転入学、再入学及び学士入学 (以下「転入学等」という。)) を除く。) する学生について適用し、平成 18 年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後規程第 10 条、第 11 条、第 21 条、第 22 条及び第 23 条の 2 から第 23 条の 7 までの規定は、平成 18 年度以前に入学した学生にも適用する。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、平成 18 年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 5 平成 19 年度以降に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者が属する学年の在校生の例による。
- 6 この規定に定めるもののほか、この規定の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則 (平成 20 年公立大学法人名古屋市立大学達第 43 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学薬学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成 20 年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成 19 年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後規程第 1 条、第 1 条の 2、第 10 条、第 13 条の 2 及び第 17 条の規定は、平成 19 年度以前に入学した学生にも適用する。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、平成 19 年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 5 平成 20 年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 6 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（平成 21 年公立大学法人名古屋市立大学達第 31 号）

(施行期日)

- 1 この規程は、発布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学薬学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成 21 年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成 20 年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成 20 年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成 21 年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（平成 22 年公立大学法人名古屋市立大学達第 39 号）

(施行期日)

- 1 この規程は、発布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学薬学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成 22 年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成 21 年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成 21 年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成 22 年度以降に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（平成 23 年公立大学法人名古屋市立大学達第 1 号）

この規程は、発布の日から施行する。

附 則（平成 23 年公立大学法人名古屋市立大学達第 17 号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学薬学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成 23 年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成 22 年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成 22 年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成 23 年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（平成 24 年公立大学法人名古屋市立大学達第 20 号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学薬学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成 24 年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成 23 年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成 23 年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成 24 年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（平成 25 年公立大学法人名古屋市立大学達第 19 号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学薬学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成 25 年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成 24 年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成 24 年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成 25 年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（平成 26 年公立大学法人名古屋市立大学達第 13 号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学薬学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成 26 年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成 25 年度以前に入学した学生に

係る履修方法等については、なお従前の例による。ただし、改正後規程別表3の規定（コミュニティ・ヘルスケア卒前教育の部に係る部分に限る。）は、平成25年度に入学した学生についても適用する。

- 3 前項の規定にかかわらず、平成25年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成26年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（平成27年公立大学法人名古屋市立大学達第12号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学薬学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成27年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成26年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成26年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て学部長が別に定める。
- 4 平成27年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て学部長が別に定める。

附 則（平成27年公立大学法人名古屋市立大学達第47号）
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年公立大学法人名古屋市立大学達第12号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学薬学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成28年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成27年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成27年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成28年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て学部長が定める。

附 則（平成30年公立大学法人名古屋市立大学達第29号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学薬学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成30年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成29年度以前に入学した学生に

係る履修方法等については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、平成 29 年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成 30 年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て学部長が定める。

附 則（平成 31 年公立大学法人名古屋市立大学達第 10 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学薬学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成 31 年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成 30 年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成 30 年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成 31 年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て学部長が定める。

附 則（令和 2 年公立大学法人名古屋市立大学達第 13 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学薬学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、令和 2 年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、令和元年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和元年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会の議を経て学部長が別に定める。
- 4 令和 2 年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て学部長が定める。

附 則（令和 3 年公立大学法人名古屋市立大学達第 9 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学薬学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、令和 3 年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、令和 2 年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和 2 年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会の議を経て学部長が別に定める。
- 4 令和 3 年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定

にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。

- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て学部長が定める。

附 則（令和4年公立大学法人名古屋市立大学達第20号）
（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学薬学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、令和4年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、令和3年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和3年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会の議を経て学部長が別に定める。
- 4 令和4年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て学部長が定める。

別表 1

区 分	授 業 科 目	授業 形態	配当 年次	単 位 数			
				必修	選択	自由	
共 通 科 目	大 学 特 色 科 目	大学生になる	講義	1		2	
		大人になる	講義	1		2	
		社会人になるA	講義	1		2	
		社会人になるB	講義	1		2	
		NCU先端科目：医療系	講義	1		2	
		NCU先端科目：自然・情報系	講義	1		2	
		NCU先端科目：社会科学系	講義	1		2	
		NCU先端科目：人文系	講義	1		2	
		地域社会で活躍する女性	講義	1		2	
		共生社会におけるふれあいネット ワーク	講義	1		2	
		現代社会と人と地域のつながり	講義	1		2	
		名古屋市政を通してみる現代社会 の諸問題	講義	1		2	
		ESDと地域の環境	講義	1		2	
		多文化共生と国際貢献－あなたに 何ができるのか－	講義	1		2	
		ワークライフバランスとダイバー シティ	講義	1		2	
		まちづくり論	講義	1		1	
		次世代エネルギーワークショップ	講義	1		2	
		起業家になる	講義	1		2	
		科学館・博物館・美術館から知る 名古屋	講義	1		2	
		中国短期語学研修	講義 実習	1		2	
	フランス短期語学研修	講義 実習	1		2		
	現 代 社 会 の 諸 相	日本国憲法	講義	1		2	
		なぜ憲法が必要なのか	講義	1		2	
		法学入門	講義	1		2	
		知的財産権入門	講義	1		2	
		人と法と医療	講義	1		2	
		経済学：経済と社会	講義	1		2	
		経済学：経済のしくみ	講義	1		2	
		経済学：経済学の考え方	講義	1		2	
		経営学：企業と社会、個人の関係	講義	1		2	
		経営学：企業活動の諸相	講義	1		2	
		経営学：組織を取り巻く諸環境に ついて	講義	1		2	

	社会学A	講義	1		2	
	社会学B	講義	1		2	
	社会学C	講義	1		2	
	社会環境論	講義	1		2	
	新聞報道の現場から	講義	1		2	
	環境行動学と情報リテラシー	講義	1		2	
	平和論	講義	1		2	
	私たちの暮らしと政治・行政・地方自治	講義	1		2	
	国際政治と社会	講義	1		2	
	フィールド研究からみるアジア	講義	1		2	
	キー・コンピテンシー	講義	1		2	
	シティズンシップ入門	講義	1		2	
	地域力を高めるひとつづくり	講義	1		2	
文化と人間性の探求	琉球・沖縄の歴史・文化を識る	講義	1		2	
	日本文化の理解	講義	1		2	
	人類学	講義	1		2	
	日本語コミュニケーション	講義	1		2	
	囲碁に学ぶ	講義	1		2	
	死の文化学	講義	1		2	
	東ヨーロッパの文化と歴史	講義	1		2	
	文化に見る歴史	講義	1		2	
	欧州史の中の北欧史	講義	1		2	
	アメリカ史入門	講義	1		2	
	都市と地域構造の地理学	講義	1		2	
	音楽と文化	講義	1		2	
	デザインと情報	講義	1		2	
	人間と表現	講義	1		2	
	自分とみんなで考える哲学	講義	1		2	
	討論の中で問題を発見する哲学	講義	1		2	
	応用倫理学－生命倫理の現在	講義	1		2	
	心理学概論	講義	1		2	
	心理学入門	講義	1		2	
	現代教育の諸相	講義	1		2	
次世代育成と地域の課題	講義	1		2		
宗教学入門	講義	1		2		
人間と自然	科学史	講義	1		2	
	環境と社会・制度・政治・経済	講義	1		2	
	環境科学	講義	1		2	
	植物の多様性と環境	講義	1		2	
	動物とヒトの進化多様性	講義	1		2	
	社会と医学	講義	1		2	

		くすりと社会	講義	1			2
		都市と自然	講義	1		2	
		健康と生活	講義	1		2	
		行動生態学	講義	1		2	
	自然と数理の探求	教養として知っておきたい様々な病気の実態	講義	1		2	
		創薬と生命	講義	1		2	
		宇宙のなりたち	講義	1		2	
		植物とバイオテクノロジー	講義	1		2	
		エネルギーのサイエンス	講義	1		2	
		バイオサイエンス入門	講義	1		2	
		情報と数理の世界	講義	1		2	
		データサイエンスへの誘い	講義	1		2	
		地球史入門	講義	1		2	
		地域生態学	講義	1		2	
語学科目	英語	IS: Community	演習	1		1	
		IS: Social Justice	演習	1		1	
		IS: Life & Work	演習	1		1	
		IS: Health & Well-being	演習	1		1	
		IS: The Arts	演習	1		1	
		AE: Make a Difference in Your Community	演習	1		2	
		AE: Interact Internationally	演習	1		2	
		AE: Improve Life Skills	演習	1		2	
		AE: Raise Health/ Environmental Awareness	演習	1		2	
		AE: Produce a Movie	演習	1		2	
		CS: Presentation	演習	1		2	
		CS: Grammar and Usage	演習	1		2	
		CS: TOEIC Preparation	演習	1		2	
		EM: World News	演習	1		2	
		EM: Popular Culture	演習	1		2	
	EM: Reading for Inspiration	演習	1		2		
	EM: Online Articles and Videos	演習	1		2		
	その他の言語	ドイツ語初級1	演習	1		2	
		ドイツ語初級2	演習	1		2	
		フランス語初級1	演習	1		2	
フランス語初級2		演習	1		2		
中国語初級1		演習	1		2		
中国語初級2		演習	1		2		
韓国語初級1		演習	1		2		
韓国語初級2		演習	1		2		

		スペイン語初級 1	演習	1		2	
		スペイン語初級 2	演習	1		2	
		日本手話初級 1	演習	1		2	
		日本手話初級 2	演習	1		2	
		ポルトガル語入門	演習	1		2	
		ロシア語入門	演習	1		2	
		イタリア語入門	演習	1		2	
		アラビア語入門	演習	1		2	
		日本語上級 1	演習	1		2	
		日本語上級 2	演習	1		2	
		ドイツ語初級会話 1	演習	1		2	
		ドイツ語初級会話 2	演習	1		2	
		フランス語初級会話 1	演習	1		2	
		フランス語初級会話 2	演習	1		2	
		中国語初級会話 1	演習	1		2	
		中国語初級会話 2	演習	1		2	
		日本語レポート作成 1	演習	1		2	
		日本語レポート作成 2	演習	1		2	
		日本語リーディング・リスニング 1	演習	1			2
		日本語リーディング・リスニング 2	演習	1			2
		日本語プレゼンテーション 1	演習	1			2
		日本語プレゼンテーション 2	演習	1			2
		日本語ライティング 1	演習	1			2
		日本語ライティング 2	演習	1			2
		日本語ディスカッション 1	演習	1			2
		日本語ディスカッション 2	演習	1			2
	情報科目	情報処理基礎	演習	1		2	
		情報処理応用	演習	1		2	
	健康・スポーツ科目	健康・スポーツ科学	講義	1	2		
	ボランティア科目	ボランティア科目 1	実習	1		1	
		ボランティア科目 2	実習	1		1	
基礎科目	物理学	物理学基礎	講義	1	2 (注 3)		2 (注 3)
		力学	講義	1	2 (注 3)		2 (注 3)
		電磁気学	講義	1		2	
	化学	化学概論	講義	1		2	
		化学熱力学基礎	講義	1		2	
	生物学	生物学基礎	講義	1	2 (注 4)		2 (注 4)

	生物学	講義	1		2	
自然科学実験	自然科学実験	実験	1	1		
数学	微分積分学	講義	1		2	
	線形代数学Ⅰ	講義	1		2	
	線形代数学Ⅱ	講義	1		2	
地域参加型学習	医薬看連携地域参加型学習	演習 実習	1		2	
早期体験学習	生命薬科学研究入門	演習	1		2	

- 注1 本表に掲げる授業科目のほかセミナー及び開放科目を、教授会の議を経て開設し単位を与えることがある。
- 2 その他の言語の区分中の日本語を主題とする授業科目は、外国人特別学生が履修することができる。
- 3 物理学基礎は、大学入学共通テストでの「物理」非受験者は必修科目、受験者は自由科目である。また、力学は、大学入学共通テストでの「物理」非受験者は自由科目、受験者は必修科目である。
- 4 生物学基礎は、大学入学共通テストでの「生物」非受験者は必修科目、受験者は自由科目である。

(一部改正 平成19年達第54号、平成20年達第43号、平成21年達第31号、平成22年達第39号、平成23年達第17号、平成24年達第20号、平成25年達第19号、平成26年達第13号、平成27年達第12号、平成28年達第12号、平成30年達第29号、平成31年達第10号、令和2年達第13号、令和3年達第9号、令和4年達第20号)

別表 2

区 分			最低修得必要単位数		
共通科目	一般教養科目	大学特色科目	4 単位		
		現代社会の諸相	4 単位		
		文化と人間性の探求			
		人間と自然	2 単位		
		自然と数理の探求			
	語学科目	英語	6 単位		
		その他の言語	4 単位		
	情報科目		2 単位		
健康・スポーツ科目		2 単位			
ボランティア科目					
基礎科目	物理学		大学入学共通テストでの「物理」非受験者は物理学基礎、受験者は力学	*左記以外に 2 単位 左記を含め、4 区分から合計 10 単位	
	数学		2 単位		
	化学				
	生物学		大学入学共通テストでの「生物」非受験者は生物学基礎		
	自然科学実験		2 単位		
	地域参加型学習	医薬看連携地域参加型学習	2 単位		
	早期体験学習	生命薬科学研究入門			
教養教育科目合計			39 単位		

注 1 それぞれの母語を履修してその他の言語の卒業必要単位とすることはできない。

2 その他の言語の区分中の会話またはレポート作成を主題とする科目を履修してその他の言語の卒業必要単位とすることはできない。

3 外国人特別学生は、その他の言語の区分中の日本語上級 1、日本語上級 2 を履修してその他の言語の卒業必要単位とすることができる。

4 単位互換事業により他大学において単位を修得した場合は、教授会の議を経て 2 単位まで本表の*印欄「2 単位」に算入することができる。

5 「物理学」「数学」「化学」「生物学」については、各科目区分の最低修得必要単位を含め、4 区分の合計で 10 単位以上の修得が必要である。

(一部改正 平成 19 年達第 54 号、平成 20 年達第 43 号、平成 22 年達第 39 号、平成 23 年達第 17 号、平成 24 年達第 20 号、平成 25 年達第 19 号、平成 26 年達第 13 号、平成 27 年達第 12 号、平成 30 年達第 29 号、令和 4 年達第 20 号)

別表 2 の 2

検定試験の種類	語学科目[英語]	
	2 単位	4 単位
実用英語技能検定	準 1 級	1 級
TOEIC / TOEIC L&R	730～799 点	800 点以上
TOEFL (iBT)	77～88 点	89 点以上

注 1 申請はいずれか 1 種類に限る。

注 2 認定の対象科目は「CS : TOEIC Preparation (2 単位)」又は

「CS : Grammar and Usage (2 単位)」とし、認定単位は 4 単位を上限とする。

(一部改正 平成 20 年達第 43 号、平成 23 年達第 17 号、平成 30 年達第 29 号)

別表3 薬学科

	授業科目	講義形式	配当年次	単位数	
				必修	選択
学 科 目 (講 義 科 目)	薬学概論Ⅰ	講義	1	1	
	薬学概論Ⅱ	講義	2	1	
	先端薬科学	講義	2		2
	機能形態学Ⅰ	講義	1	2	
	機能形態学Ⅱ	講義	2	2	
	薬学物理化学Ⅰ	講義	1	2	
	薬学物理化学Ⅱ	講義	2	2	
	薬学物理化学Ⅲ	講義	2	2	
	構造生物学	講義	3		2
	薬品分析化学	講義	1	2	
	機器分析化学	講義	2	2	
	薬学有機化学Ⅰ	講義	1	2	
	薬学有機化学Ⅱ	講義	1	2	
	薬学無機化学	講義	2	1	
	基礎生物化学	講義	1	2	
	生物薬品化学Ⅰ	講義	2	2	
	生物薬品化学Ⅱ	講義	2	2	
	衛生化学	講義	3	2	
	環境衛生学	講義	3	2	
	微生物薬品学	講義	2	2	
	細胞生物学	講義	3		1
	生薬学Ⅰ	講義	2	2	
	生薬学Ⅱ	講義	2	2	
	漢方薬物治療学	講義	3		2
	医薬品代謝学	講義	3	2	
	放射薬品学	講義	3	1	
	薬理学Ⅰ	講義	2	2	
	薬理学Ⅱ	講義	2	2	
	薬理学Ⅲ	講義	3	1	
	薬理学Ⅳ	講義	3	1	
	臨床薬理学Ⅰ	講義	3	1	
	臨床薬理学Ⅱ	講義	3	1	
	薬剤学Ⅰ	講義	2	2	
薬剤学Ⅱ	講義	2	2		
製剤学Ⅰ	講義	2	2		
製剤学Ⅱ	講義	2	2		

	授業科目	講義形式	配当年次	単位数		
				必修	選択	
(講義科目) (注1)	生命薬科学科目					
	有機金属化学	講義	3		1	
	コロイド・高分子科学	講義	3		1	
	バイオインフォマティクス	講義	3		1	
	ケミカルバイオロジー	講義	3		1	
	分子感染症学	講義	3		1	
	分子神経科学	講義	3		1	
	ドラッグデリバリー論	講義	3		1	
	創薬科学・知的財産活用論	講義	3		1	
(講義科目)	医療薬科学科目					
	薬局管理学	講義	4	1		
	医療薬学Ⅰ	講義	3	2		
	医療薬学Ⅱ	講義	4	2		
	医療薬学Ⅲ	講義	4	2		
演習科目	医療薬学Ⅳ	講義	4	1		
	有機化学演習	講義	3		1	
	薬学情報処理演習	演習	3		1	
	プレゼンテーション演習	演習	3		1	
	基礎薬学演習	演習	3	2		
	薬学演習Ⅰ	演習	4	2		
	薬学演習Ⅱ	演習	6	2		
	薬学特別演習(注2)	演習	6		2	
	実習科目	物理系実習Ⅰ	実習	2	1	
		物理系実習Ⅱ	実習	2	1	
物理系実習Ⅲ		実習	2	1		
化学系実習Ⅰ		実習	2	1		
化学系実習Ⅱ		実習	2	1		
化学系実習Ⅲ		実習	2	1		
化学系実習Ⅳ		実習	2	1		
生物系実習Ⅰ		実習	3	1		
生物系実習Ⅱ		実習	3	1		
生物系実習Ⅲ		実習	3	1		
生物系実習Ⅳ		実習	3	1		
医療機能系実習Ⅰ		実習	3	1		
医療機能系実習Ⅱ		実習	3	1		
医療機能系実習Ⅲ		実習	3	1		
臨床薬学実務実習Ⅰ(事前学習)		実習	4	4		

免疫学	講義	3	2	
病態生化学	講義	3	1	
医薬品情報学	講義	3	1	
医療経済学	講義	3	1	
生物統計学Ⅰ	講義	2	1	
生物統計学Ⅱ	講義	2		1
薬事関連法・制度Ⅰ	講義	3	1	
薬事関連法・制度Ⅱ	講義	3	1	
公衆衛生学Ⅰ	講義	3	1	
公衆衛生学Ⅱ	講義	3		1
有機反応化学Ⅰ	講義	2		2
有機反応化学Ⅱ	講義	2		2
有機反応化学Ⅲ	講義	2		2
有機反応化学Ⅳ	講義	3		2
薬学英语Ⅰ	講義	2		1
薬学英语Ⅱ	講義	2		1
薬学英语Ⅲ	講義	3		1
薬学英语Ⅳ	講義	3		1
医薬品化学	講義	3	1	
生物有機化学	講義	3	1	

	臨床薬学実務実習Ⅱ (病院実習)	実習	4・5	10	
	臨床薬学実務実習Ⅲ (薬局実習)	実習	4・5	10	
	卒業研究実習	実習	4-6	12	
教育(注3) コミュニティ・ヘルスケア卒前	コミュニティ・ヘルスケア基礎	講義	1		2
	コミュニティ・ヘルスケア応用	講義	2		2
	コミュニティ・ヘルスケア発展	実習	3		2
	コミュニティ・ヘルスケア実践	実習	4		2

注1 他学部との単位互換により修得した単位は、生命薬科学科目の選択科目の単位として修得したものとみなす。

注2 薬学特別演習は、教授会の承認を得て配当年次以外の年次にも配当することがある。

注3 コミュニティ・ヘルスケア卒前教育は、平成25年度入学者からの授業科目とする。

(一部改正 平成21年達第31号、平成22年達第39号、平成23年達第17号、平成24年達第20号、平成26年達第13号、平成27年達第12号、平成30年達第29号、平成31年達第10号、令和2年達第13号、令和4年達第20号)

別表 3 の 2

区分		最低修得必要単位数
必修科目	基礎薬学科目（講義科目） 生命薬科学科目（講義科目）	75 単位
	演習科目	6 単位
	実習科目	50 単位
選択科目		18 単位（注）
専門教育科目合計		149 単位

注 卒業認定に係る修得単位数のうち選択科目の修得単位数に生命薬科学科目（講義科目）の選択科目の修得単位数を含める場合にあつては、当該単位数と他学部との単位互換により修得した単位数の合計は4単位以内とする。

（この表追加 令和2年達第13号）

別表4 生命薬科学科

	授業科目	講義形式	配当年次	単位数			授業科目	講義形式	配当年次	単位数		
				必修	選択					必修	選択	
基礎薬学科目 (講義科目)	薬学概論Ⅰ	講義	1	1		基礎薬学科目 (講義科目)	薬事関連法・制度Ⅰ	講義	3		1	
	薬学概論Ⅱ	講義	2	1			薬事関連法・制度Ⅱ	講義	3		1	
	先端薬科学	講義	2		2		公衆衛生学Ⅰ	講義	3		1	
	機能形態学Ⅰ	講義	1	2			公衆衛生学Ⅱ	講義	3		1	
	機能形態学Ⅱ	講義	2	2			有機反応化学Ⅰ	講義	2	2		
	薬学物理化学Ⅰ	講義	1	2			有機反応化学Ⅱ	講義	2	2		
	薬学物理化学Ⅱ	講義	2	2			有機反応化学Ⅲ	講義	2		2	
	薬学物理化学Ⅲ	講義	2		2		有機反応化学Ⅳ	講義	3		2	
	構造生物学	講義	3	2			薬学英语Ⅰ	講義	2		1	
	薬品分析化学	講義	1	2			薬学英语Ⅱ	講義	2		1	
	機器分析化学	講義	2		2		薬学英语Ⅲ	講義	3		1	
	薬学有機化学Ⅰ	講義	1	2			薬学英语Ⅳ	講義	3		1	
	薬学有機化学Ⅱ	講義	1		2		医薬品化学	講義	3	1		
	薬学無機化学	講義	2	1			生物有機化学	講義	3		1	
	基礎生物化学	講義	1	2			有機金属化学	講義	3		1	
	生物薬品化学Ⅰ	講義	2	2			コロイド・高分子科学	講義	3		1	
	生物薬品化学Ⅱ	講義	2		2		バイオインフォマティクス	講義	3		1	
	衛生化学	講義	3	2			ケミカルバイオロジー	講義	3		1	
	環境衛生学	講義	3		2		分子神経科学	講義	3		1	
	微生物薬品学	講義	2	2			ドラッグデリバリー論	講義	3		1	
	細胞生物学	講義	3		1		創薬科学・知的財産活用論	講義	3		1	
	生薬学Ⅰ	講義	2	2			演習科目	有機化学演習	演習	3		1
	生薬学Ⅱ	講義	2		2			薬学情報処理演習	演習	3		1
	漢方薬物治療学	講義	3	2				プレゼンテーション演習	演習	3	1	
	医薬品代謝学	講義	3	2				生命薬科学演習	演習	4		2
	放射薬品学	講義	3	1				薬学特別演習	演習	4		2
	薬理学Ⅰ	講義	2	2			実習科目	物理系実習Ⅰ	実習	2	1	
	薬理学Ⅱ	講義	2	2				物理系実習Ⅱ	実習	2	1	
	薬理学Ⅲ	講義	3	1				物理系実習Ⅲ	実習	2	1	
	薬理学Ⅳ	講義	3		1			化学系実習Ⅰ	実習	2	1	
	臨床薬理学Ⅰ	講義	3		1			化学系実習Ⅱ	実習	2	1	
	臨床薬理学Ⅱ	講義	3		1			化学系実習Ⅲ	実習	2	1	
薬剤学Ⅰ	講義	2	2		化学系実習Ⅳ	実習		2	1			
薬剤学Ⅱ	講義	2		2	生物系実習Ⅰ	実習		3	1			
製剤学Ⅰ	講義	2	2		生物系実習Ⅱ	実習		3	1			
製剤学Ⅱ	講義	2		2	生物系実習Ⅲ	実習		3	1			
免疫学	講義	3	2		生物系実習Ⅳ	実習		3	1			

病態生化学	講義	3	1		医療機能系実習Ⅰ	実習	3	1	
医薬品情報学	講義	3	1		医療機能系実習Ⅱ	実習	3	1	
医療経済学	講義	3		1	医療機能系実習Ⅲ	実習	3	1	
生物統計学Ⅰ	講義	2	1		卒業研究実習	実習	3・4	8	
生物統計学Ⅱ	講義	2		1					

注 卒業研究実習は、3年次後期から担当する。

(一部改正 平成23年達第17号、平成24年達第20号、平成27年達第12号、平成30年達第29号、平成31年達第10号、令和2年達第13号、令和4年達第20号)

別表4の2

区分		最低修得必要単位数
必修科目	基礎薬学科目（講義科目） 生命薬科学科目（講義科目）	49 単位
	演習科目	1 単位
	実習科目	22 単位
選択科目		21 単位（注）
専門教育科目合計		93 単位

注 他学部との単位互換により修得した単位は、選択科目の修得単位として修得したものとみなし、2単位以内を卒業認定に係る修得単位数とする。

(この表追加 令和2年達第13号)